

第 8 回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年7月23日(木) 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会（委員は五十音順，敬称略）</p> <p>部会長 村上 裕章 委員 石森 久広 委員 五十川 直行 委員 馬場 明子</p> <p>アドバイザー 有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり</p> <p>事務担当課 保健福祉局総務部国民健康保険課 国保システム係長 黒石 広美 国保システム係員 秦 哲也 保健福祉局総務部医療年金課 国民年金係長 西原 博愛 総務企画局 ICT戦略室情報システム課</p> <p>関係課 総務企画局 ICT戦略室 ICT戦略課 ICTガバナンス係長 伊藤 真一 ICTガバナンス係員 川原 芳和</p> <p>事務局 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係長 若松 慎一 個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 審議・答申案</p> <p>2 国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 審議・答申案</p>

議題 1 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（国民健康保険課） 概要について説明。

（アドバイザー） 諮問書には重大事故についての記載があるが，評価書自体では，3年以内の重大事故の発生があるとなっている。

- (国民健康保険課) 全項目評価書は、特定個人情報にかかわらず、個人情報に関する事故について記載するようになっている。基礎項目評価書のしきい値判断の「3 重大事故」に、特定個人情報にかかる重大事故が1年以内にあったかどうかを記載することとなっている。特定個人情報については、運用開始前であるので、当然発生はない。
- (アドバイザー) 2ページの庁内連携システムについて、丸がついていないが、8ページでは丸がついている。概念の違いが捉えづらい。庁内連携システムについて、認識の統一を図っておいた方がよいのではないかと思う。
- (委員) 19 ページの特定個人情報の提供・消去のルールについて聞きたい。3種類のルールがあるが、委託元から委託先への提供に関するルールだけが、他とは記載内容が異なるように見える。
- (ICT戦略課) 「委託先から他者への提供」には、再委託を含めている。委託元の承諾なしに提供してはいけないという内容である一方、委託元と委託先というのは、契約全般に関係する話であり、委託先との契約の際には、事前協議をするということになっているので、記載を変えている。なお、委託先から他者への提供には、原則として禁止している。
- (委員) 委託元と委託先の提供のルールが最も基本的なもので、それに基づいて委託先から他者への提供のルールもあるということか。委託先から他者へ提供することはあるのか。
- (国民健康保険課) 委託業務の中にそういった業務がない限り、通常はない。ここは全体的なルールを記載している部分であり、国民健康保険では、実際のところ、委託先から再委託先ではない、外部の第三者、関係団体等に提供する内容の業務は行っていない。
- (委員) 20 ページに再委託先について記載があるが、実際はこの取扱いは想定していないということか。
- (国民健康保険課) 国民健康保険に関するものとしては、20 ページの「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に、「資料やデータの市の承諾なしに持ち出し禁止」とある。庁舎内で委託業務を行っており、そこから外部に個人情報を含むデータを持ち出さないというルールになっている。本市の許可があれば可能だが、そういった申請は過去に例はなく、持ち出しはしないというルールになっている。業者側も徹底して運用を行っている。
- (アドバイザー) ルールの遵守の確認方法だが、「することができる」という文末になっているが、他の項目だと、「～をする」と記載されている。「～する」とするのは難しいか。
- (国民健康保険課) 定期的には行っていないが、何か事案が発生すれば、できるということになっている。
- (部会長) 「定期的に報告を求める」ではなく「定期的に報告をする」の方が適当な表現ではないか。「定期的に報告を求めたうえで、必要に応じて検査や監査を行う」というのであれば分かる。
- (国民健康保険課) 国保システムの運用に関しては、場所は異なるが、21 ページの「特定個人情報の提供・移転の記録」の項目中に記載している。作業指示書兼報告書、運用日誌、媒体受渡管理簿等に記録したり、ミーティング等を行ったりということは、日頃から行っている。
- (部会長) 定期的によらないのであれば、「報告を求めることができる」とした方が正確ではないか。
- (国民健康保険課) 運用の日誌関係は、結果報告が中心になっており、現在、個人情報の取扱いに関する報告の形にはなっていない。記述がそこまでは入っていない。
- (部会長) やや曖昧なところがあると思われるので、記述について見直した方がよいかもしれない。

(ICT戦略課) 定期的な報告については、個人情報の安全管理措置として行うべきことと思われるので、今後検討していきたい。監査については、必要性に応じて実施することとしたい。必要かつ適切な監督については、当然実施していく。

(委員) パブリックコメント及び広報について意見。

【結論】

「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の内容は、概ね妥当である。

議題2 国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(医療年金課) 概要について説明。

(部会長) 6ページと9ページで、対象となる本人の数が大きく異なる。

(医療年金課) 9ページについては、大型汎用機が国民年金システムのみを対象とはしていないので、大型汎用機で取り扱う人数の全体を記載せざるを得ない。

(部会長) 9ページで「2. ③対象となる本人の範囲と同じ」と書くと、分かりにくいのではないかと。

(医療年金課) 表現について、検討のうえ修正をしたい。

(アドバイザー) 23 ページの「特定個人情報の提供・移転の記録」の具体的な方法について、オンラインシステムにおける提供・移転は「国民年金情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する」との記載があるが、オンラインシステムについては、操作履歴しか記録としては残らないのか。また、12 ページで、個人情報の提供・移転について、移転先が複数記載されている。オンラインシステムで接続されているのは市民局区政課と保健福祉局介護福祉課だと思うが、区政課は頻度が「随時」となっている。どの程度の頻度なのか。

(情報システム課) 年金のシステムで移転をかけた情報が、リアルタイムで住基に反映されている。住基に移転させることによってデータが移転するというのではなく、年金に対し異動の入力をすると、それが自動的に住基に反映するという仕組みになっている。

(部会長) そうすると、操作履歴以外のデータもあるのか。

(アドバイザー) 23 ページの、国民年金情報を扱うシステムというのは、既存住基システムという理解でよいのか。既存住基のログに、オンライン連携で入ってきたというのが残るのか。これが何のデータがどこに入っているのかがよくわからない。

(情報システム課) 国民年金システムの操作記録に、誰がどの方に対してどういった処理をしたのかという記録が残っており、自動的にそれが住基にも反映する。反映したという記録は、国民年金システムの方にしかない。

(アドバイザー) 人が手作業で移転の処理するのでなければ、運用管理の中で、処理してもらえればそれはそれでいいかなと。オンラインシステムが自動で連携するというのが分からなかったのだ。

(委員) 27 ページのリスク対策で、監査の具体的な内容の2番目に、外部監査、内部監査を定期的に実施しているとあるが、実施状況について聞きたい。

(ICT戦略課) 監査状況について説明。

【結論】

「国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の内容は、概ね妥当である。

議事終了 閉会